



参 考 资 料



和歌山県人権教育基本方針

平成17年2月15日策定
和歌山県教育委員会

国連は、二度にわたる世界大戦の反省から、人権の尊重が平和の基礎であるとの認識のもと、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とうたった世界人権宣言を採択しました。そして、その理念を実現するため、人権に関する諸条約の採択をはじめ「人権教育のための国連10年」を定めるなど、様々な取組を行ってきています。

わが国では、日本国憲法施行後、基本的人権の享有を保障するため、人権に関する各般の施策が講じられてきました。また、教育基本法に基づき、人格の完成を目指し、平和的な国家及び社会の形成者を育成する教育が、学校、家庭、地域のあらゆる場で推進されてきたところです。

本県においては、人権を尊重する社会づくりに向けて、同和問題解決への取組がその先導的な役割を果たしてきました。教育の面においては、和歌山県同和教育基本方針に基づき、「部落差別を取り除く人間」の育成を目的に、部落差別とそれを支えている様々の不合理な問題についての学習をとおして、同和問題解決への自覚を深めるとともに、自分や他人の人権を尊重しようとする意識や態度をはぐくむなど、多くの面で成果をあげてきました。

しかしながら、残念なことに、今なお、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、感染症（ハンセン病、HIV等）・難病患者などをめぐる差別や虐待などの人権侵害が存在しています。また、国際化、情報化、少子高齢化など、社会の急激な変化に伴い、人権に関する新たな課題も生じています。加えて、お互いの生命と生活を守るためには、自然との共生も視野に入れて考えることが大切です。

真に人権が理解され、擁護され、尊重される社会を築くことは、21世紀に生きる私たちが不断の努力をもって取り組まなければならない重要な課題であり、責務です。

和歌山県教育委員会は、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することを目指した教育を行うことが、生涯にわたるすべての教育活動の根幹をなすものであるとの認識に立ち、日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の精神にのっとり、同和教育の成果を生かし、人権が尊重される社会を築く人間を育成するため、以下の方針に基づき人権教育を推進します。

（目的）

1 すべての人の尊厳が守られ、自己実現が図られるよう、

人権及び人権問題について理解を深め、人権が尊重される社会を築くための力を身につける。

- (1) 自分自身が価値ある大切な存在であるという感情を養うとともに、公正や公平を重んじ、他の人と共によりよく生きようとする態度をはぐくむ。
- (2) 人権の意義・内容やその重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めるとともに、自らの権利の行使とそれに伴う責任を自覚し、具体的な人権課題について学習することをとおして、人権問題の解決に取り組もうとする態度をはぐくむ。
- (3) 多様な文化や個人の価値観等を尊重し、伝え合い分かり合うためのコミュニケーションの能力を高め、社会に参加する中で、多くの人と合意を形成し、問題の解決に取り組むための能力を身につける。

（教育行政）

2 教育行政においては、人権教育を進めるために必要な実態の把握に努める。また、学校、家庭、地域がそれぞれの特性を発揮し、互いに連携協力しながら、生涯のあらゆる段階において、効果的に人権教育が行われるよう必要な施策を講じる。

（学校教育）

3 学校教育においては、人権が尊重される環境づくりに努めるとともに、子どもの実態を十分に把握し、一人一人を大切にした教育を推進する。また、人権尊重の精神を生活の中で生かせるよう、教職員の共通理解のもと、発達段階に応じ教育活動全体を通じた計画的な指導に努める。

（社会教育）

4 社会教育においては、一人一人が自分らしく生きることが出来る住みよい社会の実現を目指し、人権に関する多様な学習機会の充実を図るなど、地域社会における人権についての学習活動の振興と充実に努める。

（家庭教育支援）

5 家庭において、人権尊重の意識を高める教育が行われるよう、人権に関する学習機会や情報の提供を行うなど、家庭教育の支援に努める。

(指導者の養成)

6 指導者の養成においては、人権や人権問題についての理解を一層深め、人権教育を行う上で効果的な方法をも身につけるための研修を充実するなど、資質の向上に努める。また、自ら人権意識の高揚に努め、学習者の疑問や意見を受け止め、それを学習活動に生かしていくことができる指導者を養成する。

(人権侵害への対応)

7 差別や虐待などの人権侵害が発生した場合、関係者の所属する機関等が事実を正確にとらえ、責任を持って対処する。そして、一人一人が自らの問題として学び、人権教育を一層前進させる機会とするよう努める。

和歌山県人権教育基本方針の説明

I 「前文」について

前文では、人権や人権教育に関する取組の経緯と、基本方針を作成するに当たっての考え方を述べています。

第1段落は、「国際的な動向」を述べたものです。

人類は、二度にわたる世界大戦の惨禍を経験しました。このことへの反省から、国連は、人権の確立を通じ平和な社会を築くことは、国際社会全体に関わる重要な問題であるという認識に立ち、すべての人と国が守るべき基準として「世界人権宣言」を採択しました。以来、同宣言は世界中に影響を与え、各国での取組を促したことから最初に取り上げています。

「人権に関する諸条約」とは、「国際人権規約」、「女子差別撤廃条約」、「人種差別撤廃条約」、「児童の権利に関する条約」など、国連が中心となって採択した人権に関する条約のことです。

『「人権教育のための国連10年」を定めるなど』とは、人権に関する特定の事項に焦点を当てた国連の取組を意味しています。「国際児童年」「国際婦人年」「国際障害者年」など、多くの国際年や国際の10年がありますが、ここでは、「人権教育のための国連10年」を、その例としてあげています。

第2段落は、「国内の動向」を述べたものです。

これまで、わが国においては、日本国憲法にのっとり、基本的人権を保障するための施策が行われてきたことを述

べています。

「人権に関する各般の施策」とは、人権に関する諸条約の批准・加入、人権に関する法律（同和対策事業特別措置法、男女雇用機会均等法、障害者基本法、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律など）の制定など、諸制度の整備とそれに基づいた取組のことです。

第3段落は、「本県における取組」を述べたものです。

同和問題の解決に向けた全県的な取組は、多くの面で成果をあげ、人権が尊重される社会の構築に向けた取組へと広がってきたことから、前文において述べています。

一部引用した「和歌山県同和教育基本方針」の目的は、「個人の尊厳を重んじ、合理的精神及び社会連帯意識を身につけ、部落差別を取り除く人間を育成する」です。

「それを支えている様々の不合理な問題」とは、違いを受け入れず同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識などによって起こる人権に関わる問題を意味しています。

「など」は、差別に立ち向かう態度や学力の向上等を意味しています。

第4段落は、「人権を取り巻く情勢」を述べたものです。

社会には、列挙したような人権課題が依然として存在しているという現状認識と、社会の変化に伴い、解決しなければならない新たな人権課題が発生していることを述べたものです。人権課題の例示については、「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「和歌山県人権施策基本方針」を踏まえています。「人権に関する新たな課題」の例として、プライバシーの侵害やインターネットを悪用した人権侵害などがあげられます。

「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」や「和歌山県人権施策基本方針」において、自然との共生を目指すこと、人権尊重の視点に立って環境について考えることが必要であると述べられており、本方針においても重要な視点であると位置づけています。

第5段落は、「人権の意義」を述べたものです。

人権はすべての人にとってなくてはならない大切なものであり、それが守られ尊重される社会を築いていくことの大切さを述べています。

第6段落は、「人権教育の位置づけ」を述べたものです。

前半部分では、教育活動を行う際には、学習者に人権を尊重しようとする態度をはぐくむことを根底におくことが

肝要であるという考えを述べ、後半部分では、現在、基準となっている法令や同和教育の成果をもとに、「人権が尊重される社会を築く人間を育成する」ため積極的に人権教育に取り組んでいくという県教育委員会の決意を述べています。

「人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することを目指した教育」とは、教育基本法でいう「人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛する人を育成する」という意味を込めています。「日本国憲法」以下は、人権教育を進める上で基準となる憲法・条約・法令等を示しています。

Ⅱ「基本方針の各項目」について

1 人権教育の目的

人権が尊重される社会を築く人間を育成することを人権教育の目的としています。

「すべての人の尊厳が守られ」とは、『すべて国民は、個人として尊重される』（日本国憲法第13条）、『われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期する』（教育基本法前文）という精神に基づき述べたものです。

「自己実現が図られる」とは、自己の能力や可能性を十分に生かし、社会の中で自分の生き方を自分で決めていくことができるようになるということを述べたものです。

「人権及び人権問題について理解を深め」とは、人権とはどのようなものであるかという人権についての概念と社会に存在する人権に関する問題について理解を深めるという意味です。

「人権が尊重される社会を築くための力」とは、上記の理解とこうした社会の構築を目指して積極的に社会に関わっていかうとする態度やそれを実現するための技能のことであり、次の(1)～(3)に具体的にまとめています。

(1) 人権教育の具体的な目標 1

「自分自身が価値ある大切な存在であるという感情」とは、セルフエスティーム（自尊感情・自己尊重の感情と訳される）という概念を述べたものです。セルフエスティームは、うぬぼれやおごりではなく、自分自身をかけがえのない大切な存在であると認識し、自己の存在を肯定的にとらえようとする意識のことです。こうした感情を持つことで、自分だけでなく他者をも肯定的にとらえられるようになると言われており、人権を学ぶ上で基礎となる力として位置づけました。

「公正や公平を重んじ」とは、他者に対して公正・公平であるという意味であり、こうした価値を重んじて物事を判断する力を身につけることを述べたものです。

「他の人と共によりよく生きようとする態度」とは、互いの大切さを認め合い、他の人との人間関係を調整し、自他の要求を共に満たす解決方法を見いだしていこうとする態度のことです。

このように、(1)では、自己を肯定する感情を養うとともに、物事の判断基準となる価値観や他の人との共存を願おうとする態度をはぐくむという人権を学ぶ上で基礎となる力を身につけることを目標として設定しています。

(2) 人権教育の具体的な目標 2

「人権の意義・内容やその重要性について、理性及び感性の両面から理解を深める」とは、「人権」の概念や意義・重要性について正しい知識を身につけることと、人権に関わる問題を直感的にとらえる感性を養うことを述べたものです。

「自らの権利の行使とそれに伴う責任」とは、人は誰でも人間らしく生きるために発言し行動する権利を持つということ、自分で決定したことに対しては責任が生ずるという考えを述べたものです。

このように、(2)では、人権の概念や権利を行使する意義などを学び、社会に存在する人権課題に目を向け、解決しようとする態度をはぐくむことを目標として設定しています。

(3) 人権教育の具体的な目標 3

「多様な文化や個人の価値観等を尊重し」とは、違いが偏見や差別につながるが多いことから、互いの違いを受け入れ、尊重することの大切さを述べたものです。

また、「伝え合い」以下は、人権問題を解決し、人権が尊重される社会を築くためには、多くの仲間とともに協力して物事を進める能力を身につけ、社会に参加し、決定に参画することが重要であるという考えを述べたものです。

このように、(3)では、文化や個人の多様性を認め合うこと、社会に参加する中で、多くの人の合意を得て人権問題の解決に取り組むための能力を身につけることを目標として設定しています。

2 教育行政

目標を達成するために、行政として実態の把握に努め、実情に即した施策を効果的に展開することを旨として述べています。また、人権教育が行われる場である学校、家庭、

地域（NPO 等を含む）の連携を促進する役割を果たす必要性があることを述べています。

3 学校教育

学校において人権教育を行う際の基本的な考え方を述べています。

「人権が尊重される環境づくり」とは、教職員や子どもが互いの大切さを認め合う学校づくりを進めることであり、人権教育を行う上で基礎となる重要なものです。

「子どもの実態を十分に把握し」とは、子どもの生活や学力、人権についての理解・意識のみならず、子どもの思いや保護者の願い、家庭環境・地域環境等についても把握する必要があることを述べたものです。

「一人一人を大切にされた教育」とは、一人一人を見つめ、課題を明らかにし、個に応じたきめ細かな指導を行うことの必要性を示しています。

「人権尊重の精神を生活の中で生かせるよう」とは、生命や人権を尊重する精神を培い、それが日常生活において態度や行動に現れるようになることを述べたものです。

「教職員の共通理解のもと、発達段階に応じ教育活動全体を通じた計画的な指導に努める」とは、人権教育の全体計画、年間指導計画、学習プログラム等を作成し、指導にあたることの必要性を示すものです。教育活動全体を通じた指導や学年間、校種間の連携が必要であるという意味も込めています。

4 社会教育

社会教育において人権教育を行う際の基本的な考え方を述べています。

「一人一人が自分らしく生きることができる住みよい社会の実現」とは、個人の尊厳や違いを認め合い、それぞれが自己実現を図ることができる社会、すなわち人権が尊重される社会を意味しています。また、共に生き互いに支え合う社会をつくるという「地域福祉」の考え方も含めています。

社会教育として、学習機会の充実を第一に考え、「人権に関する多様な学習機会の充実を図る」としています。「など」とは、情報の提供や学習相談等を意味します。

「人権についての学習活動の振興と充実」とは、NPO 等を含め県民の主体的で積極的な学習活動の振興を図ることを目指したものです。

5 家庭教育支援

家庭における教育は、乳幼児期から豊かな情操や思いや

り、いのちを大切に作る心、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくむという点で、すべての教育の出発点となる重要なものです。また、保護者が持っている人権感覚は、その態度や言動を通じて子どもに伝わるものであり、保護者自身が偏見を持たない、差別をしないなど、日常生活を通じて自らの姿をもって子どもに示していくことが大切です。

こうしたことから、家庭において人権に関することが話し合われ、また、保護者自身が偏見を持たず差別等をしないという姿勢を子どもに示すことができるよう家庭教育の支援に努めることを述べています。

6 指導者の養成

人権教育の在り方について調査・研究を進め、指導者が人権や人権問題について正しく理解し、効果的な方法により学習活動を深められるよう研修の機会や内容を充実することを中心に取り組んでいくことを述べています。

なお、「指導者」とは、学校の教職員や社会教育における指導者を意味し、「学習者」とは、幼児児童生徒及び社会教育における学習者を意味します。

また、自ら人権意識の高揚に努めることと、権利を学んだことによって出された学習者（人権を侵害されている当事者を含む）の意見を受け止め、それを学習活動に生かすことも指導者として重要な資質であることを述べています。

7 人権侵害への対応

関係者（当事者を含む）の所属する機関等が取組の主体となることを述べています。また、関係者や人権を学習しようとする一人一人が、差別や虐待などの人権侵害について自らの問題として学び、人権問題の解決に向かって行動できる機会とするという意味を込めています。

なお、取組にあたっては、関係者の声を受け止め、事実を正確にとらえ、問題の背景等を分析し、関係機関等とも連携しながら、課題の解決を図っていくことが重要です。

参 考 文 献

刊 行 物 名	著 者	発 行	年
おにたのぼうし	文・あまんきみこ 絵・いわさきちひろ	ポプラ社	1969
新しい開発教育のすすめ方 改訂新版 ー地球市民を育てる現場から	開発教育推進セミナー編 (現・開発教育研究会)	古今書院	1999
平成 16 年度中学生人権作文コンテスト横浜市大会作品集	横浜市	横浜市	2004
新世紀・道徳教育の創造 「教室の規範構造に根ざす道徳授業の構想」	林忠幸編 渡邊満著	東信堂	2002
フットボールの文化史	山本浩	ちくま新書	1998
スポーツルールはなぜ不公平か	生島淳	新潮選書	2003
オフサイドはなぜ反則か	中村敏雄	三省堂	1985
男女共同参画社会に関する世論調査 (平成 16 年 11 月調査)	内閣府	内閣府	2004
平成 17 年度国勢調査抽出速報集計結果	総務省統計局	総務省統計局	2005
出会い、ふれあい、心の輪 心の輪を広げる体験作文 平成 13 年度入賞作品集	内閣府	内閣府	2001
みんなのしあわせを第 48 集	海南市	海南市	2004
異文化との出会い! 子どもの発達と心理 ー国際理解教育の視点からー	井上智義編著	ブレーン出版	2002
ビデオ「ソーテ サワサワ～人間の価値はみな同じ～」解説書	信越放送 長野県同和教育推進協議会	信越放送 長野県同和教育推進協議会	2004
ビデオ「美しいメッセージ」解説文	大阪市教育委員会	大阪市教育委員会	2004
わたしたちにできること～ハンセン病を知り、 差別や偏見をなくそう～	厚生労働省	厚生労働省	
向き合おう。語り合おう。 いま、問われるハンセン病の過去と未来	社団法人日本広報協会	社団法人日本広報協会	
ビデオ「ハンセン病 今を生きる」解説文	共和教育映画社	共和教育映画社	2006
ハンセン病を正しく理解しましょう ー間違った知識や誤解はありませんかー	和歌山県	和歌山県	
もっていますか? ただしい知識 ハンセン病を考える	財団法人和歌山人権啓発センター	財団法人和歌山人権啓発センター	2003
田辺工業高校マンスリータイムズ	田辺工業高校	田辺工業高校	
総務省平成 17 年国勢調査抽出速報集計結果の概要	総務省	総務省	2006
和歌山県 高齢者一般意向調査報告書	和歌山県	和歌山県	2005
気づく・学ぶ・広げる人権学習		和歌山県教育委員会	2004
対話ですすめる人権学習		和歌山県教育委員会	2006

人権教育学習プログラム開発委員

委員名	役職	担当部会
赤井祥子	(県)小中学校課教育指導室 指導主事	中学校
稲垣貴子	県立大成高等学校(美里分校) 教諭	高等学校
上野大雄	岩出市立中央小学校 教諭	小学校(低学年)
大倉久美子	田辺市立田辺第三小学校 教諭	小学校(高学年)
岡本紹子	紀の川市立粉河小学校 教諭	小学校(低学年)
亀井陽一	田辺市立宮代小学校 教諭	小学校(低学年)
木村慶	上富田町立上富田中学校 教諭	中学校
栗原充司	(県)県立学校課特別支援班 指導主事	小学校
小滝正孝	(県)県立学校課指導二班 指導主事	高等学校
塩谷賢司	海南市立黒江小学校 教諭	小学校(高学年)
清水理	県立有田中央高等学校 教諭	高等学校
出口倫也	(県)小中学校課指導一班 指導主事	小学校
栩野真一	和歌山市立芦原小学校 教諭	小学校(高学年)
則松裕加	有田市立箕島中学校 教諭	中学校
東正之	和歌山市立河西中学校 教諭	中学校
三谷哲生	(県)教育センター学びの丘 指導主事	中学校
森千佐子	県立日高高等学校 教諭	高等学校

編集アドバイザー	阿久澤 麻理子	兵庫県立大学環境人間学部 助教授
編集アドバイザー	笠原 秀己	八尾市人権協会 事務局長 じんけん楽習塾

事務局	岡本 哲司	(県)生涯学習課人権教育推進室 室長
	山口 薫	(県)生涯学習課人権教育推進室 指導主事
	西山 正紀	(県)生涯学習課人権教育推進室 指導主事
	大西 弘之	(県)生涯学習課人権教育推進室 指導主事
	府中 恵理	(県)生涯学習課人権教育推進室 社会教育主事
	林 寿和	(県)生涯学習課人権教育推進室 社会教育主事